

温泉法の概要

昭和23年法律第125号

目 的：温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与すること（温泉法第1条）。

定 義：温泉とは「地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するもの」（温泉法第2条）。

温泉の保護等

（第二章関係）

温泉の掘削等の許可制

温泉資源の保護の措置

温泉の掘削・増掘、動力の装置は、都道府県知事の許可が必要（法3,4,11条）

都道府県知事による温泉採取制限命令、他目的掘削の影響防止措置命令（法12,14条）



温泉の採取に伴う災害の防止

（第三章関係）

可燃性天然ガスが含まれる温泉の採取の許可制

温泉の採取は、都道府県知事の許可が必要（可燃性天然ガスの濃度が災害防止措置を必要としないものとして都道府県知事の確認を受けた場合を除く）



温泉の利用

（第四章関係）

温泉の公共的利用の許可制

温泉の成分、禁忌症等の掲示

国民保養温泉地の指定

温泉を公共の浴用・飲用に供しようとする場合は、都道府県知事又は保健所設置市(区)長の許可が必要

利用の許可を得た施設では、温泉の成分・禁忌症等の掲示が必要

国民の保健休養に重要な役割を果たす温泉地として環境大臣が指定



（＊その他、都道府県知事等による許可の際の条件付与、報告徴収及び立入検査並びに罰則等の規定あり）

温泉法の構成

第一章 総則（第一条・第二条）

- ・ 目的（第1条）
- ・ 定義（第2条）

第二章 温泉の保護等（第三条―第十四条）

- ・ 土地の掘削の許可（第3条）
- ・ 許可の基準（第4条）
- ・ 緊急措置命令（第9条の2）
- ・ 原状回復命令（第10条）
- ・ 増掘又は動力の装置の許可等（第11条）
- ・ 採取の制限に関する命令（第12条）
- ・ 環境大臣への協議（第13条）
- ・ 他の目的で掘削した者に対する措置命令（第14条）

温泉の保護等

第三章 温泉の採取に伴う災害の防止（第十四条の二―第十四条の十）

- ・ 温泉の採取の許可（第14条の2）
- ・ 可燃性天然ガスの濃度の確認（第14条の5）

温泉の採取に伴う災害の防止

第四章 温泉の利用（第十五条―第三十一条）

- ・ 温泉の利用の許可（第15条）
- ・ 温泉の成分等の掲示（第18条）
- ・ 温泉成分分析を行う者の登録（第19条）
- ・ 地域の指定（国民保養温泉地の指定）（第29条）

温泉の利用

第五章 諮問及び聴聞（第三十二条・第三十三条）

第六章 雑則（第三十四条―第三十七条）

- ・ 報告徴収・立入検査

第七章 罰則（第三十八条―第四十三条）

附則

温泉法における温泉の定義（温泉法第二条）

<別表>

温泉とは「地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するもの」（温泉法第2条）



温度と成分が温泉を他の一般地下水から区分する最も本質的な要件となる。

1. 温度(源泉から採取されるとき温度)摂氏 25 度以上
2. 物質(下記に掲げるもののうち、いずれかひとつ)

物質名	含有量(1 kg 中)
	mg 以上
溶存物質(ガス性のものを除く)*1	総量 1 000
遊離二酸化炭素(CO ₂) (遊離炭酸)	250
リチウムイオン(Li ⁺)	1
ストロンチウムイオン(Sr ²⁺)	10
バリウムイオン(Ba ²⁺)	5
総鉄イオン(Fe ²⁺ +Fe ³⁺) *2	10
マンガン(Ⅱ)イオン(Mn ²⁺) (第一マンガンイオン)	10
水素イオン(H ⁺)	1
臭化物イオン(Br ⁻)	5
ヨウ化物イオン(I ⁻)	1
フッ化物イオン(F ⁻)	2
ヒ酸水素イオン(HAsO ₄ ²⁻) *3 (ヒドロヒ酸イオン)	1.3
メタ亜ヒ酸(HAsO ₂) *3	1
総硫黄(S) [HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ S に対応するもの] *4	1
メタほう酸(HBO ₂) *5	5
メタけい酸(H ₂ SiO ₃) *6	50
炭酸水素ナトリウム(NaHCO ₃) *7 (重炭酸そうだ)	340
ラドン(Rn) *8	20×10 ⁻¹⁰ Ci=74 Bq 以上 (5.5 マッヘ単位以上)
ラジウム塩(Ra として)	1×10 ⁻⁸ mg 以上

療養泉の定義（鉱泉分析法指針）

- 又は
1. 温度(源泉から採取されるとき温度)摂氏 25 度以上
 2. 物質(下記に掲げるもののうち、いずれかひとつ)

物 質 名	含有量(1 kg 中)
	mg 以上
溶存物質(ガス性のものを除く)	総量 1 000
遊離二酸化炭素(CO ₂)	1 000
総鉄イオン(Fe ²⁺ +Fe ³⁺)	20
水素イオン(H ⁺)	1
よう化物イオン (I ⁻)	10
総硫黄(S) [HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ S に対応するもの]	2
ラドン(Rn)	30×10 ⁻¹⁰ Ci=111 Bq 以上 (8.25 マッヘ単位以上)

【泉質は大きく分けて10種類】 + 該当する泉質のない温泉

○ 単純温泉／○ 塩化物泉／○ 炭酸水素塩泉／○ 硫酸塩泉／○ 二酸化炭素泉／
○ 含鉄泉／○ 酸性泉／○ 含ようそ泉／○ 硫黄泉／○ 放射能泉／

● 該当する泉質のない温泉

※ 泉質名に表れない含有成分が何らかの効能を有することもある。

温泉法の運用等にかかるガイドライン等

温泉の保護等

(第二章関係)

温泉の掘削等の許可制

温泉資源の保護の措置

「温泉資源の保護に関するガイドライン」 H21／H26／R2

「温泉資源の保護に関するガイドライン」(地熱発電関係)
H24／H29／R3一部改訂／R4／R6一部改訂

「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」(平成29年9月1日環境省告示第66号) H18／H29

温泉の採取に伴う災害の防止

(第三章関係)

可燃性天然ガスが含まれる温泉の採取の許可制

「温泉法施行規則第6条の3第1項第1号及び第3号並びに第6条の6第1項の規定に基づき環境大臣が定める方法等」 H20／R2

「温泉法におけるメタン濃度測定手法マニュアル」 H20／H20／R2

「可燃性天然ガスが発生する温泉井戸埋戻し方法」 H27

温泉の利用

(第四章関係)

公共的利用の許可制

成分、禁忌症等の揭示

【再掲】設備構造等に関する基準

硫化水素中毒事故防止等を主な内容とした「温泉利用基準」
S50／H18／H29

「温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン」 H29

「鉱泉分析法指針」 S26以降随時改訂／H26最終改訂